

第百二十三回国会  
衆議院

法務委員会議録第八号

平成四年四月十七日(金曜日)  
午前十時二分開議

出席委員

委員長 浜田卓二郎君

理事 鈴木 俊一君

理事 津島 雄二君

理事 与謝野 馨君

理事 鈴木喜久子君

理事 石川 要三君

理事 衛藤 晟一君

理事 坂本 剛二君

理事 武部 勤君

理事 増田 敏男君

理事 小澤 克介君

理事 沢田 広君

理事 高沢 寅男君

理事 中村 巖君

理事 木島日出夫君

理事 徳田 虎雄君

出席國務大臣

法務大臣 田原 隆君

出席政府委員

警察庁警備局長 吉野 準君

法務政務次官 秋山 肇君

法務大臣官房長 則定 衛君

法務大臣官房審議官 本間 達三君

法務省民事局長 清水 湛君

法務省入国管理局長 高橋 雅二君

委員外の出席者

法務省入国管理局登録課長 山崎 哲夫君

法務委員会調査室長 小柳 榮治君

委員の異動  
四月十五日

辞任 沢田 広君

補欠選任 後藤 茂君

同日 仙谷 由人君

補欠選任 沖田 正人君

同日 仙谷 由人君

辞任 沖田 正人君

同日 後藤 茂君

補欠選任 沢田 広君

同日 武部 勤君

補欠選任 森 喜朗君

同日 武部 勤君

辞任 森 喜朗君

同日 喜朗君

補欠選任 武部 勤君

同日 森 喜朗君

辞任 愛知 和男君

同日 奥野 誠亮君

補欠選任 坂本 剛二君

同日 亀井 静香君

辞任 亀井 静香君

同日 熊谷 弘君

補欠選任 増田 敏男君

同日 谷村 啓介君

補欠選任 岡崎 宏美君

同日 山口那津男君

同日 山口那津男君

同日 倉田 栄喜君

同日 倉田 栄喜君

同日 倉田 栄喜君

同日 倉田 栄喜君

同日 倉田 栄喜君

同日 倉田 栄喜君

同日 倉田 栄喜君

同日 倉田 栄喜君

同日 倉田 栄喜君

同日 倉田 栄喜君

同日 倉田 栄喜君

は本委員会に付託された。

同日

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

は委員会の許可を得て撤回された。

同日

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(大野由利子君紹介、第一五一号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

同(大野由利子君紹介、第一五九四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)の撤回許可に関する件

○浜田委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、外国人登録法の一部を改正する法律案及び高沢寅男君外三名提出、外国人登録法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。星野行男君。

○星野委員 今日の世界は、二十一世紀を目指し、地球的な視野に立って、国際間の友好関係を構築すべき時代に入ったと考えます。このような国際間の友好関係は政府間の関係だけではなく、国民レベルでの相互理解と信頼関係の上に築かれるものであります。

今後国際間の相互依存関係が一層緊密化するものと考えますが、これに伴いまして、よいことばかりではなく、種々の摩擦や問題も生じてくることとが予想されます。特に我が国はアジアに位置しており、近隣諸国との経済格差が大きいという状況にありますので、現に不法就労外国人の急増や、あるいは外国人労働者の受け入れという問題が生じており、国際化に伴う外国人の問題が、入管行政に限らず、労働、福祉、厚生、治安その他、日本社会のいろいろな分野で重要なかつ難解な問題となつていくところであり、

しかし、この問題は、国内問題にとどまらず、国家間の関係にも影響を及ぼしますので、我が国が国際国家として、二十一世紀に向けて未来志向的な国際的協力関係を樹立する上でも、その対応を誤つてはならない極めて重要な問題であります。

本日(四月十七日)の会議に付した案件

外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(高沢寅男君外三名提出、衆法第四号)

ところで、今外国人登録法の改正案が当委員会  
で審議されているわけですが、この経緯の  
一つとして、日韓両国政府間の多年にわ  
たる協議の結果があると承知いたしております。  
この協議において今回の法案の中心部分であり  
ます。在日韓国人に対する指紋押捺の廃止等が合意  
されたわけであり、私は、その背景にある両  
国間の相互理解を促進しようとする未来志向的な  
認識に注目したいのであります。

一昨年十一月の日韓定期関係会議におきまし  
て、当時の梶山法務大臣は、日韓両国が今後善隣  
友好関係のますますの発展を図り、真に近くて近  
い関係と云える関係を確立することが両国民にと  
って、また国際社会にとつて強く望まれること  
であり、このためにも在日韓国人三世問題を円  
満に解決しなければならぬという考えを強調さ  
れました。

その後、昨年一月の海部前総理大臣の訪韓に際  
し、総理は、国際社会が東西対決から和解へと大  
きく動いている今日、日韓両国がこのような世界  
の流れを視野に置いて建設的で幅広い政策対話を  
推進していくことが重要であり、新たな時代に即  
応した協力関係を構築する基礎として国民レベル  
の相互理解への一層の努力が不可欠であると述べ  
られ、また帰国後のメッセージで、在日韓国人の  
方々が日本国の社会秩序のもとでできる限り安定  
した生活が営めるようにすることが重要であり、  
これからはこれらの方々と同じ社会に生活する人  
間として、ともに考え、ともに生きることができ  
るようにならなければならないと申されたところで  
あります。

このような未来志向的な認識に基づきまして、  
両国政府間の協議の結果、昨年一月の海部前総理  
大臣訪韓の際、日韓両国外相の覚書が交わされ、  
これに基づきまして、さきに入管法の改正が行わ  
れ、今回の外国人登録法の改正案の国会提出と相  
なつたわけでありまして、私は、今回の外国人登  
録法改正の持つ歴史的、国際的意義は極めて大き  
いものがあると考えます。この点につきまして、

法務省御当局を初め関係者の御努力に敬意を表し  
ておきたいと存じます。

ところで、今回の改正で指紋押捺の必要がなくな  
る永住者及び特別永住者の人数はどのくらいに  
なるのでありましょか。また、今回の改正で、日  
韓両国外相覚書中の外国人登録法関係については  
日本側としてその約束を果たした、こう考えてよ  
ろしいかどうか、この点もあわせてお尋ねをい  
たします。

○高橋政府委員 お答え申し上げます。

このたびの改正によりまして、指紋押捺の義務  
から解放される人はどのくらいいるかというお尋  
ねでございますが、平成二年十二月末日現在の外国  
人登録者は百七十五千人強でございます。そのうち  
一年未満の在留者、これは指紋押捺の必要がござ  
いせんが、一〇%の約十七万人強でございます。  
それから、一年以上の在留者で永住でない方  
が三十二万、約二九・八%でございます。

それで、今回対象となりまして永住者等の方々は  
六十四万五千四百三十八人、約六〇%余でござ  
います。うち、いわゆる特別永住者というカテゴ  
リーの方々は、これは簡単に言いますと戦前から日  
本に居住されている方で、サンフランシスコ平和  
条約によりまして国籍を離脱した方々及びその子  
孫の方々でございますけれども、その方々が六十  
万二千五百二十五人、約五六%、それから永住者、  
法務大臣の永住許可を得て滞在している永住者の  
方が四万二千九百十三人、四・〇%ということで  
ございまして、この新しいシステムによりまして  
指紋押捺から解放される方々は、永住者と特別永  
住者を合わせて六十四万五千四百三十八名、約六  
〇%ということでございます。これが平成二年十  
二月末日現在の統計に基づいた人数でございま  
す。

それから、今回の法改正の内容と日韓外務大臣  
同士の覚書との関係で、外国人登録法に関する首  
脳間の政治的約束と云いますかコミットメントは  
果たされたかどうかということでございますが、  
まず指紋押捺につきましては、日韓覚書に言う在

日韓両国を含めた特別永住者のほか、入管法上の  
永住者についても指紋押捺を廃止いたしました。  
写真、署名及び家族事項の登録をもつてこれにか  
えることとしてございまして、覚書の内容を実現し  
ているところでございまして、この覚書で言う在日  
韓国人よりも広い適用範囲を規定しているところ  
でございまして、覚書の内容を十分に実現してい  
るところでございまして。

また、外国人登録法関係につきましては、携帯  
制度についても言及がございしますが、その制度自  
体は維持することといたしておりますが、運用面  
においても一層の常識的、弾力的な運用を徹底す  
るというのを考えておりまして、また携帯の便  
宜を考慮いたしまして外国人登録証を小型化する  
とか、そういうことを工夫しております。日韓  
首脳間の政治的約束と云いますかコミットメン  
トはこの法案によって十分果たされている、日韓  
間の一層の友好親善関係に貢献するものと考えて  
いるところでございまして。

○星野委員 わかりました。

さらに、我が国には、このような特別な歴史的  
経緯を有し、私たちが社会生活をともにしてこ  
れた在日韓国人の方々と同様の歴史的経緯を有す  
る外国人の方々のほかに、今後の国際交流の進展  
に伴いまして、我が国に入国し、在留する外国人  
は多様化し、またその数もますますふえることが  
予想されます。外国人行政、特に出入国管理行政  
の取り扱いは原則も踏まえながら、国際社会から  
も理解を得られる形で進めていかなければならな  
いという非常に難しい課題を背負っているわけで  
あります。

これまでに述べてまいりました背景等を踏まえ  
ながら、出入国管理行政を預かる法務省といたし  
まして、今後どのような御認識のもとに出入国管  
理行政を運営していくつもりでございませうか。  
また、そのあり方はどうあるべきかにつきまして  
御所見を承りたいと存じます。

席です。で、私からお答えさせていただきます。  
今日の我が国を取り巻く国際環境の変化や我が  
国の国際社会における地位の向上に伴い、我が  
国が国際社会において果たすべき役割はますます  
大きくなるものと認識しております。したがって、  
外国人の入国・在留管理を所掌する出入国管理行  
政は、国際協調と国際交流の増進に寄与するとい  
うに、我が国社会の健全な発展を確保することに  
理念に運営されるべきものと考えております。ま  
た、このような基本理念にあわせまして、多年に  
わたり在留する外国人につきましては、その歴史  
的経緯や我が国社会への定着性にも配慮する必要  
があると考えております。

(委員長退席、田辺(広)委員長代理着席)

○星野委員 次に、今回法改正が行われますと、  
指紋押捺と写真、署名、家族事項登録等の複合的  
手段が併存するという従来の制度となるわけ  
であります。実際に登録を行う外国人や市町村職  
員にとりまして負担が大きくなったりあるいは混  
乱が生じないよう、十分な配慮が必要になると思  
われます。こうした点を踏まえた今後の運用にお  
きまして、具体的な措置をいたした上で、外国人  
に対して混乱を生じさせないための指導といった  
面が非常に重要であるかと存じます。また、来  
年一月までに改正法を施行することになります  
が、それほど時間的な余裕はございません。混乱  
が生じないように円滑な施行をするためには十分  
な準備が必要と思われまします。このような観点から  
いろいろな面に配慮しつつ作業を進めておられる  
ことと存じますけれども、これらの見直しにつ  
きましてどのような状況でありますか、あるいはど  
ういうお考えをお持ちでしょうか、お聞かせを願  
いたいと思ひます。

○高橋政府委員 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、改正法の施行に当たりま  
しては、登録申請を行う外国人にも改正の趣旨を  
十分に理解していただき、また実際の業務に当た  
ります市町村における事務も混乱なく円滑に行わ  
れることが非常に重要であるというふうに考えて

おりまして、このため、改正法の施行前に広報活動を積極的に行うとともに、その事務の執行に当たたる市区町村の職員に研修の機会を設けるなどして万全を期する所存でございます。もしこの法案を成立させていただきましますと、施行まで半年以上あるの十分時間があるように思えますけれども、全国数千カ所の市区町村の関係の人たちに十分な機会を与えて指導する、それから外国人の方もまごつくことがないように、二度の期間にならないうように、そういうことを十分配慮しなければいけないのじゃないかと思ひます。

具体的に申しますと、適正に事務の処理が図られるように事務取扱要領というものの、マニュアルでございますけれども、これを作成いたしましたして、市区町村の職員に對しまして、例えば法務省主催の研修会を行うとか、あるいは都道府県及び全国にございまして外国人登録事務協議会主催の研修会という場がございますが、そういう研修会などを設けまして、十分時間的余裕を持って説明、指導していただく所存でございます。また、一般の外国人の方々にも知っていただくために広報活動が必要でございますけれども、新聞で広告するとか、政府広報というものもございまして、そういうものを利用しまして広く在留外国人に對して新制度について周知徹底を図るということを考えております。

いずれにしても、非常に大きな制度改革でございますので、十分慎重に、かつ誤解の生じないよう、混乱が生じないようにやっていきたいと考えております。

○星野委員 わかりました。

十分な準備をいたしまして混乱の生じないようにする、こういうことでございまして。この入管事務の關係で市町村にマニュアルをつくって研修制度もやるんだ、こういうことでございまして、これは財政的な面などは市町村の負担がふえるというところはなないのでございましょうか。

○高橋政府委員 財政的な面におきましては、市町村の負担がふえないように手当てをしていると

ころでございます。

○星野委員 さて、今日の世界は、先ほど申し上げたように二十一世紀を目指し、グローバルな視野に立った友好關係を構築すべき時代に入っており、今後さらに世界的な相互依存關係が一層緊密化することは間違いない、こう思う次第であります。したがって、外国人登録制度につきましても、今後の我が国内の諸情勢の変化を踏まえながら今回の改正法の運用を行っていただきたいと考えております。

また、今回の改正におきましては、我が国に定着性を有する永住者及び特別永住者に対する指紋押捺の廃止が中心となったわけでありますが、今後は我が国の国際化に伴いまして、商用あるいは駐在、留学、研究、就職等の活動を目的として来日する外国人の方々も急増してくるのではないかと考えられます。

こうした中で、外国人の登録制度であります。が、外国人登録法第一条によりまして、「この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによつて外国人の居住關係及び身分關係を明確ならしめ、もつて在留外国人の公正な管理に資することを目的とする」とされているところであります。したがって、外国人登録法の第一義的あるいは直接的な目的は在留外国人の公正な管理に資する、こういうことに尽きるわけであります。

けれども、間接的には外国人のそういう居住關係や身分關係を明確にすることに、在留外国人の社会活動、経済活動、在留外国人に對する各種の行政あるいは行政サービスの資料として重要な役割を果たすことになるのではないかと、そんなふうにも考えるわけであります。この点について何かお話をいただきたいと思ひます。

○高橋政府委員 確かに先生御指摘のとおり、この外国人登録法のそもそもの目的というのは在留外国人の公正な管理に資する、そういう役割を持っていただいております。

それで、日本の社会が最近とみに非常に開かれたものとなり、また外国人と私たちの關係が今

までも非常に密接になってきている。それから外国人との關係が、いわばお客さんということではなくて、コミュニティーのメンバーとして同じ一つのコミュニティーに、共生するという言葉が最近よく使われますけれども、この社会のメンバーとして一緒に生き、生活し、仕事をし、そういう状況になってきております。また、日本の法制度自体も、それからいろいろなシステムが外国人に對して開かれたものになっていくということになつてきておりました。例えば保険制度にしても教育制度にしても外国人の方にも開かれるというのが最近の状況でございます。まだまだ不十分なところがございますけれども、そういう方向に向かつております。その現実を反映いたしまして、この外国人登録法というものは、その機能は非常に重要なものになっているものではないかと思ひます。

将来ともこの日本の社会が国際化していく、多くの外国人が来られて一緒に住んで共生していく、こういう傾向はますます強まる一方でございまして、ますますこの外国人登録法というものの役割も重要になるのじゃないかというふうに考えております。そういう観点からこの外国人登録法を入管当局としては運営していきたいというふうに考えているところでございます。

○星野委員 局長から大変前向きな、適切な答弁をいただいたわけでありますが、お話がありまして、たまたまこれから国際化の進展あるいは国際交流の進展の中で、この外国人登録制度のあり方につきましても常に内外情勢の変化を踏まえた検討が行われなければならないと考える次第であります。このような将来の展望につきまして、大臣御到着であります。大臣の御答弁だけいただけますでしょうか。お願いいたします。

(田辺(広)委員長代理退席、委員長着席)  
○田原国務大臣 お答えいたします。

今回の外国人登録法改正案につきましては、国際環境、国内の諸事情を踏まえて検討の上提出した次第であります。本法案成立の暁は、登録法の

目的であります。在留外国人の公正な管理に資するよう運用してまいる所存でございます。

また、御指摘のとおり、外国人登録制度は内外の諸事情の変化に、それに対応したものであることは当然と認識しておるところであります。が、今後とも、これまでの御審議をよく振り返り、注意しながら制度のあり方について検討を行う必要があると考えております。

最後に、余分ではありますが、今回の御審議の結果が将来の方向を示すきっかけとなつたものと受けとめて、将来十分検討してまいります。

○星野委員 大臣、ありがとうございます。

ただいま大臣から御答弁をいただきました。そういう御認識を今後とも持ち続けていただきます。望ましい外国人登録制度のあり方について絶えず御研究をされる、あるいはまた御努力をされることをお願い申し上げます。私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○浜田委員長 小森龍邦君。

○小森委員 外国人登録法の改正をめぐってこれまでいろいろ議論が出てまいりました。政府側の答弁も大分進捗してまいりました。そこで、きょうは採決前の最後の質疑ということでございまして、ごくかいつまんだ、私どもの最終的に心に残る問題を質問させていただきます。と思ひます。

まず、警察庁の方にお話をいたしますが、先般私の質問内容、つまり指紋の原簿というものを犯罪捜査にあらかじめ予定して使おうと意図しておるのではないかと、きまなくば、なぜ法務省との、外国人登録、つまり言うなれば外国人の管理をめぐるとこの法律に、議論として、各省庁のコンセンサスという意味でしうが、特別に参加をさせるか、關係省庁という意味では、少し私の頭の中では理解できない、こんな意味の質問をしたと私は思ふのでありますが、いや犯罪捜査で指紋照合ではない、こういう答弁はいただきました。しかし、その際に、警察活動のためにこれを必要とする、

こういう意味のことがございましたので、警察活動というのをどういうふうにお考えになっておられるのか、できるだけ簡単に答えたいと思います。

○吉野政府委員 お答え申し上げます。

先般のやりとりにつきまして、私、私どもの記録を読ませていただきました。確かに小森委員の方から犯罪捜査の問題じゃないのですかというお問い合わせがございまして、説明員の方から、犯罪捜査一般に使うことではないが警察活動上趣旨はあるわけでございましてというふうなことで必要であるというふうにお答え申し上げたわけでございます。

そこで、警察活動というのは非常に幅の広い概念でございまして、これは道案内から迷子から災害対策から交通から全部ございまして、犯罪捜査もその中の一環でございまして。ただ、このときに犯罪捜査一般に使うことではないというふうに申し上げましたのはこういうことでございまして。つまり、例えば犯罪現場、殺人なり泥棒なりございまして、そのときに指紋を採取いたしまして、これを私どもで所管しておる指紋、約七百万ほどございまして、これとコンピュータで照合いたします。該当するものがあればそれについて捜査をするというのをやっておりますが、この外国人登録に係る指紋につきまして、法務省が所管しておりますが、これについてそういうことはやらない、またやれるものでもございませぬしやりませぬ、こういうふうにお答え申し上げたわけでございます。

ただ、それでは今お尋ねのようにどういふ点で警察は必要か、こういう御趣旨だと思いますけれども、これは、犯罪捜査をやる上で同一性を確認することと必要が出てまいります。例えばどういふことかと申しますと、私も成りかわりと言っておりますけれども、自分は何国人の何のたれべえでございましてどういふふうな状況がどういふ場合がどういふとき、そういうときに、やはり同一性を確認するという趣旨で指紋を使わせていただ

いて、本当にその人であるのかどうか、白黒をつけるという場合がございまして。

それからもう一つわかりやすい例で申しますと、これはしばしばあることですが、死体となつて発見された人がおりました、この人の身元を確認する必要があります。日本人ですと、これは親族とか友人とかいろいろございまして、顔を確認していただくとか体の特徴を確認いただくとかあるのですけれども、外国人の場合、一般的に申し上げましてそういうことはないわけでございまして、やはり最後の決め手は指紋ということでございまして、そういう意味でも必要ということでございます。

○小森委員 市町村に、よく警察が外国人の登録について照会というか、照会といつても原簿の写しを請求される場合があるのですが、今のようなどんならば常識的に私もそれは当然のことだと思ふ。ただし、件数が多いとこれは何のために使つておるのかなという気持ちになりますね。もちろん、これは各地方自治体に私が問い合わせても正確な小さい数字まで、何年の間どうだといふものは出てこないですけれども、しかし私の感じはかなりの数に上つておると思ふ。小さな村とか町とかへ百人ぐらいおられるところはそんなことないのですけれども、例えば何千人も外国人がおられるような人口三十万とか五十万とかぐらゐの市になりますと相当数に上つておるようになります。私に感じておるのです。それが相当数に及んだ場合にそういうことになるかなと私は思いますけれども、なかなかそれは警備局長、今のような答弁において、私がどこの市に何年に幾らと突きつけなければ議論が合わないと思ふけれども、本当に警察庁は今の答弁どおりのことをやられるのですか。それをもう一度だけ聞いておきましょう。

○吉野政府委員 お答えいたします。

市町村の照会というのは必ずしも指紋だけではなくて、今外国人の方々も非常にふえていろいろトラブルも起こつておるので、そういう関係で、あるいは指紋とは別に照会がふえておるのではない

かと私も推測いたしております。

それから、今のお尋ねでございしますが、これは外国人登録法に目的がきちつと書いてありまして、その目的からはみ出すような行為はいやしくもやらないように厳に戒めてまいりたいというふうなことでございまして。

○小森委員 これは警察庁にかかわるだけの問題ではありませんが、先般も、差別とは何ぞやというふうな議論が入管局長との間にございまして。相手方が何者であるか、つまり相手の社会的立場とか身分とか、立場と身分というのとは私よく似た概念だと思ふけれども、その社会的身分に基づいて法律をきつく適用したりあるいは実質に緩やかに適用したりという、余りそれが露骨になりますと、結局それは差別扱いだと思ふのです。だから、そういう意味で警察活動というものは極めて公正に、人間だから幾らかそういう主観が働いて、恣意が働くのはやむを得ないけれども、露骨に、明らかに合理的な範囲を逸脱しておる、恣意が働くという場合に、そこに差別的現象が生まれてきますので、今私が二度目に念押しをいたしましたのは、外国人だから、特に長い間の歴史的経過においてアジア人をべつ視するという明治以後の日本の教育やみんなどの考え方というものがあつたわけですから、特に警察においてはそれを厳正に、断じてそういう社会的なものを受けることのないようになことをやっていたきたい。このことをもう一度強く私の方から主張というか意見を申し上げておきますので、再度その決意を聞かせてください。

○吉野政府委員 御指摘の趣旨は大変ごもっともなこととございまして、よく私も肝に銘じてまして、公正な職務執行をやるように心がけてまいりたいというふうにお考えしております。

○小森委員 では警備局長、お忙しいようですが、どうぞお引き取りください。

続きましてお尋ねをいたしますが、先般の議論で、当初私の記憶は、入管局長は、これは入管行政の問題であつて人権ということの問題ではない

のだというふうな答弁があり、それからまた、いや、それはそういうことも一応の考え方の中にはあるとか、あるいは法務大臣も、そういうことは頭から外してやつたのではございませぬというふうな答弁がございまして、私はまさに奇異に感じますことは、どんなことを考える場合だつて、これは人間の社会なんですから、人間の権利ということを度外視しては考えられないと思ふのです。ところが、それが軽々そういう形で、主目的はいわゆる人権擁護法ではないのだという意味で言われたのかもわかりませぬけれども、どうもその辺があいまいだ。あいまいだということは、法律の隅々にまでそのあいまいなことがあり、また運用の場合もあいまいな運用をされるのではないかとということに非常に懸念するわけです。したがつて、再度これは入管局長にもそれから法務大臣にも、この外国人登録法をめぐつて、人権というものをどう考えておられるか、お尋ねしたいと思ひます。

○高橋政府委員 まず、私の方からお答えさせていただきます。

私の表現が非常に舌足らずで誤解を与えたと思ふれば、私の本心ではございませぬので、ここで申し上げたいと思ひます。

外国人登録法はこの法律の第一条に規定するやうに、外国人の公正な管理に資するというものでございまして、その関連で同一人性の確認ということを採用しております指紋押捺制度というものは、非常に心理的な圧迫感を感じる、心理的な抵抗感を感じるという方が多くおられるし、かつまたこれは人権上の問題ではないかというふうな感じにおられる方がたくさんおられるというところは、私たち重々認識して、まさにそういうことがこの六十二年の法改正のときの附帯決議の精神であつたというふうな理解しております。したがつて、私たちのこの法改正を考えるに当たりまして、そういう人権的な観点というものは、もちろん一刻ひとときも忘れたことはございませぬ。そういうことを念頭に置いてやつたというこ

それで、人権についてはいろいろな角度からの定義とか考え方があると思うのです。私は最近どういうことを主張しておるかといいますと、人権が尊重されているとか尊重されていないとかの分かれ目は、その人が人間として自己の持つ能力を十分に開発をし、十分にその自己実現の道を歩むことができるかどうかだ。私は最近そこへ物差しを置いておるんです。そうすると、ふる屋へ行く場合でもあれを忘れちゃいけないとか、私なんかけさも二つ三つ物を忘れてきています。だから

ら、この質問用紙だつて自分の部屋に置いておるのを今秘書に持ってきてもらった。それは国対委員会があったりなんかして忙しかったので忘れることはありますよ。そうかといつていつも完全武装で全部ポケットに入れておくわけにはいかぬですかね。というようなことではいいからするあ

るいは心配事がいつもついて回るといふことは、自己実現の大きな障害物なんです。それが、ある特定のものに対して自己実現ができないような障害物をつくり出すということが差別なんです。そういうことを念頭に置いていただきますと、従来のそういうことについてあれこれ我が国政府の取り決めておることと外国人との間に起きたトラブルというか、必ずしも我が国政府が決めておる制度のとおりいってない人に対して今まではかなりきついことを言ってきましたね。逮捕したりあれこれやってますが、そういう問題については、おたくらは警察じゃないんだから警察的な意味の発言はできないけれども、行政とすれば寛容な態度でいかなければならぬと思つておられるか、いや今まで起きたことは今までと同じようにしなければいかぬのだ、こういうふうと思つておられるか、いかがですか。

○高橋政府委員 これまでの審議のときにも機会がございましたので私申し上げたところでございますが、この外国人登録法に言う「公正な管理に資する」といふのは、行動を束縛しよう、そういう考えに基づくものではなくて、基本的には日本に在留している外国人の方々のお役に立つ、そういうことではないかと思ひます。そういうことで、運用に当たつても、日本に在留している方々が不愉快な感じにならないような、そういう観点から運用していくべきであるといふふうに考えております。したがつて、もちろん、まじめにきちつと生活している方々の不利益にもなりませんので、不正な事態が生じたときはこれは排除するのは当然でございます。しかしながら、基本的には、今後のこの運用というものはそういう外国人の立場に立つて、心情とかそういうことも配慮しな

がらやっていくべきであるといふふうに考えておりますし、今までもそういう面はそういうことであつたといふふうに考えております。

○小森委員 外国人の立場の方の心情に立つといふことは非常にいいことで、一面からも非常に大事なことです。

もう一面、そうやって法律は法律で取り締まるとか罪をかけるかといふことがあつて、権力運用がまことにその立場の人に対して心情をよく理解してといふのは、大きな意味では権力の恣意です。だから、きつくしようと思つたらきつくていけるわけですね。そこで、大変心配事は私らもあるんですよ。それは、逆戻りをしてがつときつてやられた折には、法律があるんですから、あの戦後間もない食糧不足のときに主要食糧統制法違反でやるというところは、私もよく取り締まられたが、あえてやろうと思つたら、その法律が生きておつたら、今でもあの法律は生きておるのです。か、十年ぐらい後でも、もう食糧事情は緩和しておるのに、警察官がこいつをやつてやろうと思つたら、あれで、おまえそれは何を持っておるんかといふようなことから、やつてやれぬことはないわけですね。だから、そういう危惧を持つてい

る。持つていけるが、しかしそのことも頭にクリアをしながら先ほどのような答弁をしたんだ、こういうふうな理解してよろしいですか、法務大臣。

○田原国務大臣 私は、その考えが血の通つた考えといふ私どもの考えと同じだと思つております。また、御審議の結果で、何度かいろいろその問題も出てまいりましたが、私も頭にしみておつておりまして、運用を誤らないようにやつていきたいと思ひます。

の改正をめぐつて強く要請されておるといふことと、もう一つは、この指紋の問題と常時携帯といふものは実際に事務をやる者の立場からしてなるべく廃止してもらいたい、こういう強い希望が出ておりますので、実際にやる者の立場から出ておる意見を十分に尊重していただきたい。最後に、一言それに対する所感を法務大臣から聞きたいと思ひます。

○田原国務大臣 たびたび申し上げておりますが、この法律全般の運用を通じて、その一環として同じ考えであると考えておりますので、十分温かい気持ちで柔軟に対応してまいりる所存でありますので、よろしく御指導をお願いしたいと思ひます。

○小森委員 いや、これで終わります。

○浜田委員長 木島日出夫君。

○木島委員 本日で当委員会における外国人登録法の一部改正法案の審議が終結するわけでありまして、今回の政府提出の外国人登録法一部改正法案は、在日朝鮮・韓国人を初め永住者それから特別永住者から指紋捺捺を廃止する、これは、昭和三十年に現実にこの指紋捺捺制度が実行されて以来三十七年目にしようやくこれらの人たちの指紋捺捺制度を廃止せよという要求が実現するものでありまして、私は、それ自体は当然のことであり、我が党から見ると遅きに失したと考へておるわけですが、結構なことであると思つておるわけであり

すので、改めてこの外国人登録制度またその中の根幹をなす指紋捺捺制度の発足当初からの制度の変遷等にさかのぼつて、その趣旨や理念についてお伺ひしてみたいと思つておるわけであり

外国人登録制度ができたのは昭和二十二年五月二日の勅令二百七号外国人登録令であります。これは御存じのように指紋捺捺制度はありませんでした。外国人登録令第一条を見ますと「この勅令は、外国人の入国に関する措置を適切に実施し、且つ、外国人に対する諸般の取扱の適正を期することを目的とする」とあります。この三条で「外国人は、当分の間、本邦に入ることができない」とあります。四条で「外国人は、本邦に入つたときは六十日以内に」、「所要の事項の登録を申請しなければならぬ」。現在九十日以上在留者に登録を義務づけていますが、一番最初は、六十日を越えた在留者に登録を義務づけたようであり

す。十条には「外国人は、常に登録証明書を持し、内務大臣の定める官吏の請求があるときは、これを呈示しなければならない」とあります。

一応この外国人登録令の流れを見ますと、当時はまだ日本国には完全な意味の出入国管理権はなかつた、連合軍軍が持つていたといふことであります。「外国人は、当分の間、本邦に入ることができない」。ただし、連合軍最高司令官の承認を受けた場合は別だといふことがあるわけですね。しかし、問題は、この登録令の十一條に「台湾人のうち内務大臣の定めるもの及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」とあるわけですね。

そこで、お聞きしたいのですが、一体この制度がつくられた昭和二十二年五月二日、勅令二〇七、外国人登録令の本当の意味の立法目的は何であつたのか、それをまず御答弁いただきたい。

○本間政府委員 お答えいたします。

ただいま先生御質問の中でお述べになりましたとおり、外国人登録令第一条にその目的が規定されておまして、「外国人の入国に関する措置を適切に実施し、且つ、外国人に対する諸般の取扱

の適正を期する」ということでございます。

○木島委員 先ほど私、登録令の三条、四条を読みました。当分の間、外国人は本邦に入れない、ただし連合国最高司令官の承認を受けた場合は別だとして、四条で、外国人は本邦に入つたときは六十日以内に登録しろという建前がありますね。これは、いわゆる旅券、パスポートを持って本邦に入国してくる人たちの対象にする考え方です。しかし、第十一条のところで、もう既に本邦内にいるいわゆる歴史的経緯を背負つた在日朝鮮人、在日台湾人・中国人といいますが、こういう人たちについては「当分の間、これを外国人とみなす。」としてこの令を適用してゐるんですね。原則として外国人は日本に入れない仕組みだったわけでしょう。当時数十万人の在日朝鮮・韓国・台湾人がおつた。しかし、法の建前はともあれ、当分の間、という形で何か例外のようであるかのごとき体裁だけは取り繕つてゐる。一応建前は、入国する外国人に、入国後六十日以内に登録させるのだという建前をつくつてゐる。一体この登録令はどういう人たちの想定して登録させることを考えたのか、それをほつきりお述べいただきたいと思ひます。

○本間政府委員 適用対象者につきましては、当然、日本国籍を有しない者、それから今先生がおつしやいましたとおり、当時はまだ平和条約の発効されてゐない前の段階でございまして、まだ日本国籍を形の上で持つておられました台湾の方、朝鮮出身の方々、こういう方々を法の上で外国人とみなすということ、それらの方を対象にしたということでございます。

それから、外国人の入国につきましては、原則として認めないとおつしやいましたけれども、連合国最高司令官による許可を得れば入国ができるという規定になっております。

○木島委員 そのころ、いわゆるパスポートを持って入国する外国人で、この外国人登録令に基づいて登録が必要な人たちが一体何人ぐらいであり、いわゆるパスポートを持たない、戦争中、戦前

から日本に在留している朝鮮人、韓国人、台湾人はどのくらいだったのか、おおよその数字は把握しておりますか。

○山崎説明員 当時の出入国管理というのは、占領下の時代でございまして、どのくらい外国人が正規に入国してきたかというところは軍の管理でございまして、現在資料はございませんが、在留外国人につきましては、いわゆる戦前から引き続き居住しております朝鮮・韓国の方、台湾の方で当時六十万人ぐらゐるに留していたということになっております。

○木島委員 外国人登録令の対象外国人は、ほとんどが戦争中、戦前から日本に在留している朝鮮人、中国人の皆さん方ではなかったかと思うわけでありまして。この人たちに登録をさせた。しかし、当初は指紋押捺制度というのではありませんでした。指紋押捺制度が制度としてつくられたのは、昭和二十七年四月二十八日の外国人登録法、法律第二百二十五号が最初であります。しかし、これが現実に実行されるのが三年後の昭和三十年四月二十七日になってからであります。法がつくられてから三年間は実行されなかったわけでありまして、当初の令に指紋押捺制度など全くなかった。昭和二十七年の外国人登録法で初めて指紋押捺制度が導入された。導入された理由、目的、趣旨、これはどんなものだったのでしょうか。

○本間政府委員 お答えいたします。昭和二十二年にこの外国人登録令が施行されて以後の実施状況というのは、当時の戦後の混乱ということもあり、まだ制度の完全な整備というところまではいつていなかったこととございまして、同じ人が二重三重に登録して登録証を受け取つたり、あるいは他人の名前をかたつて外国人登録証を受け取るという幽霊登録というような不正事案が多発したわけでございまして、なぜそういうことをしたかということとございまして、当時、配給制度があつて、配給制度の中でできるだけ多くの配給を受けたということと、そういう不正をとつたという方もおられた

と承知しております。そのほかに、当時、不法入国といひますか密入国をされてきた方々、主として朝鮮半島の出身者ということでございまして、主として、そういう方々が合法的な滞在を装うためにそれらの二重三重に得たもの、あるいは幽霊登録という形で得た登録証を譲り受けまして、それを偽造、偽造いたしました本人に成りかわるというようないふ形が起りました。いわゆる登録証の不正使用事案といふのが多発したわけであります。

当時外国人の同一人性確認といふのは専ら写真に頼つていたわけでありまして、写真の張りかえといふようなことで簡単に偽造ができたといふこと、このようにございまして、そういうこととから、そういう不正を防止しようということとして、昭和二十七年四月に登録法の制定に際して指紋押捺制度を導入したということとございまして、指紋押捺制度を導入し、そして外国人登録証に指紋を押してもうといふことによつてその後このようないふ不正行為といふのが格段に少なくなり、効果があつたといふふうに承知しております。

○木島委員 そうすると、今御説明のような社会的背景があつてそれで指紋押捺制度を導入したといふこと、このようですが、そうしますとその指紋押捺制度といふのは導入の当初から、いわゆる正規のパスポートを持って日本に入国する人たちが、その人たちが目当てではなかったといふふうに聞いてよろしいでしょうか。

○本間政府委員 当時の不正行為の実態といふものが先ほど御説明したようなことでございまして、それに対処するためにということが一番大きな理由であつたといふふうに私は承知しております。

○木島委員 まともに答へたしませんが、けれども、密入国とか、同じ人が二重、三重の登録とか、あるいは他人の名前をかたつて登録とか、そういうことは、正規にパスポートを持って日本に入国する、そういう不正なことをする必要のない人たちに限つては全然対象外であつた、これはもう歴史的事実として言わざるを得ないと思つたので

す。しかし、正規のパスポートを持って日本に入国し、一定の時期が来たら本邦に帰る、そういう在留外国人の皆さんと、歴史的経緯があつて、日本の侵略戦争といふその結果日本に在留せざるを得なかった在日朝鮮人の皆さんと、法の建前から分けることができなかったために一応同一扱いにしたのではないと思はざるを得ないわけですね。

○本間政府委員 当時の制度として、やはり同一人性確認手段を外国人の資格といひますか、そういうことで区別するといふ考え方は余りなかつたやうでございまして、要するに同一人性確認としては共通の手段をとるといふことで法の整備をしていったといふふうに聞いております。

○木島委員 一九五〇年代、国会で政府の方はこの指紋押捺制度の本当の立法の目的、これが那邊にありや、どういふ答弁をしてゐたか、わかりますでしょうか。

○本間政府委員 過去の指紋押捺制度に関する国会の答弁を要約して申し上げますと、昭和二十七年の外国人登録法制定の際におきましては、外国人登録証明書が偽造され、それが密入国者に売買される事案が多く、その人の同一人性を見るには写真のみではなくて指紋が必要であるといふ趣旨の答弁をしております。

それから、昭和三十年のことですが指紋押捺制度の施行後の国会答弁として、例えば昭和三十一年二月二十四日の衆議院法務委員会におきましては、写真を貼付してあるといふことでは、改ざんが容易にでき、登録してある名前に自分の名前を改ざるといふような不正が行われ、結果において真実に反した登録証明書が横行することとなつてゐる、一番多い例は、密入国をして、登録証明書がないために、金に困つてゐるような人から登録証明書を買取るといふ形で行われる例が多いといふことで、それを防止するための指紋押捺制度は有効であらう、そういう趣旨の答弁がござい

ます。それから、昭和三十三年に、在留期間一年未満

の者について指紋を免除するという外国人登録法の一部改正を行ったことがございますが、このときの大改訂の中には、指紋押捺制度は治安の關係の方から見て必要なければ、できるだけ緩和した方がいいのではないかという表現で答弁をしておられますが、また政府委員からは、指紋押捺制度は登録証明書の偽造防止に効果が上がっていると考え、また不法入国者の発見と防止とがいった点にも効果があるという趣旨の答弁をいたしております。

さらに、昭和五十五年に変更登録……(木島委員「その後のことはいいです、三十年代の話でいいです」と呼ぶ)よろしいですか。

○木島委員 実は私もずっと昔のものを読んでみたのですが、一九五〇年代には大臣の方からなぜ指紋押捺が必要なんだという本音の部分が語られた議事録もあります。しかし、一九六〇年代からは余り本音の部分を大臣も語らなくなりました。技術的な意味で必要なんだという技術論に変わってしまった感じがすると思われ、ずっと歴史を振り返ってみたいです。

本音の部分を語った点が今の御答弁の中にはないので、時間の関係もありますからちょっと指摘しておきますと、昭和二十八年、一九五三年五月二十八日の参議院法務委員会、当時の犬養健大臣であります、こういうことがあつた。「今の治安状況から申しますとこれは指紋を取らしてもらうことが一番安全なのであります。」「一番大きい問題は治安であります。治安状況が今よりも更に悪化したとすると、云々と、それで「指紋を取るという制度を採用しなければならぬ。」という答弁があるのです。

それからもうちょっと下って昭和三十三年、一九五八年の二月十四日、参議院法務・外務の連合審査会で唐澤俊樹大臣からいろいろ答弁された中で、「密入国者の取締り、ことに一衣帯水の朝鮮その他からする密入国者の取締りということが数字の上では一番効果を上げておる。」「その他の点につきましても、やはり一年以上日本に滞留する外

国人に対しては指紋をとっておくだけの必要がある、日本の治安の關係から必要がある、かように考えておるわけでございまして、と、率直に治安が目的なんだと言っておるわけですね、当時は、ところが、六〇年代以降余りそういう言葉が国会答弁としては出てこなくなりました。専ら同一性の確認とか技術的な理由で必要なんだというふうに変わってきているわけですね。これはやはり本音は、本音の目的は治安なんだ、しかしそれは人権問題上公式の場では言えないということによってなくなってきたんだと思わざるを得ないわけがあります。

ちよつと下りまして、その後の大きな指紋押捺制度の改正は、昭和三十三年二月二十六日の一部改正法、法律第三号で、在留期間一年未満の者についての指紋押捺を免除するというものであります。

お尋ねいたしますが、この時期に一年未満の者について指紋押捺を免除したきっかけ、どんなことがきっかけになったのか、御答弁願えますでしょうか。

○本間政府委員 この問題の背景として当時大きな問題になりましたのが、いわゆる現在の中国との關係でございまして、昭和三十年九月に中共見本市の關係者が我が国においてになった。そのときに、指紋押捺についてはこれを拒否するということな問題が一つございまして、その後、昭和三十三年の六月でございまして、やはり中共見本市準備のために三名の入国の許可の申請がございまして、けれども、入国し六十日以上在留する場合は法の定めるところによって指紋押捺に應ずることを条件としたといいますが、そういうことが問題になりました。結局入国を向こうが取りやめるといふような問題があつて、非常に日中間の問題になったといふことでございまして、これが一つのきっかけでございまして、当時といたしましては、貿易、文化の交流というのはいや促進すべきではないかという考え方がありまして、とりわけ一年未満、比較的そういう方々は短期で滞在する者

であるから、仮に指紋押捺を義務づけなくても押捺制度を採用した趣旨を害するといひますか、これに重大な影響を及ぼすことはない、そういう判断から一年未満の在留期間が決定された者については指紋押捺を免除しようというふうな法改正がなされたというふうに承知しております。

○木島委員 今御答弁になったとおりのことだと思つて、当時中国が日本で見本市をやろうとした。そうしますと、日本に入国する中国人の在留日数がどうしても六十日を超えてしまふ。しかし、中国の皆さんは指紋押捺を拒否した。そうすると入国させられない。見本市もやりた。それがきっかけになって、一年未満の指紋押捺制度をやめてしまふことになったわけですね。これは何を意味するか。指紋押捺させる意味は、要するにその程度のものでしたわけだ。指紋押捺なんかなくてもどうってことないといふことの裏返しだったと思つておられます。

その後、指紋押捺制度についての大きな変化は昭和五十七年八月十日の改正法、第七十五号ですが、これがいわゆる十四歳から十六歳に義務年限を引き上げた。これは既に本委員会の答弁にもあるように、中学生にまで指紋を押させるわけにいかぬといふことで、意味はわかります。そして、その次の大きな改正が、前回の六十二年九月二十六日の原則一回限りにしたということだと思つておられます。

もう既に本委員会の質疑でも出ておりますように、前回の法改正まで、法務省当局の指紋押捺を最大限の論議は、同一性の確認で最高のものである、それは当初三年ごと、その後五年ごとに申請をして、その同一性を確認するには指紋が一番なんだという理屈で一貫しておつたのです。これを一回限りにしてしまつたといふことで、論議が完全に破綻してしまつたわけでありまして、前回、昭和六十二年九月二十六日の法改正によつて、法務省が主張する指紋押捺制度を残す理由はいふまでもなくなくなつたと私は思わざるを得ないわけでありまして、そのときに全廃すべきでなかつ

たかと思つてゐるわけでありまして。今度は、残つたうち永住者、特別永住者については指紋押捺をなくすといふことになつていったわけでありまして、今までの当委員会での論議それから指紋押捺制度の三十数年に及ぶ歴史から見ても、残しておく合理的な意味はもう本当になくなくなつてしまつたと言わざるを得ないと思つておられます。私は、今日の時点では何が問題かといふと、今直ちにこれはやはり全廃すべきなのか、しばらく時間を置いて様子を見るべきなのかといふことに来ているのではないかと思つておられます。

最後に法務大臣にお伺いしたいのですが、答弁をお聞きいたしますと、今すぐには全廃できないけれども、しばらくたつたら再検討したいといふ気持ちには伝わってまいりました。しかし、私は本当は英断をもつて今改正法案で全廃を打ち出していただきたかたなと思つてゐるわけでありまして、最後にその辺についての法務大臣の本音の気持ちというものを聞かせ願ひまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○田原國務大臣 お答えします。

外国の方の同一性を確認する手段が要するといふことはおわかりいただけると思つておりますが、それが今までは指紋が最高のものであつた。ところが、定着性の強い永住の方については、他のいろいろな補完的な代替物がありますから、三点セットでいい。それから、三月月未満の方々については、表現は非常に悪いのですが、一過性的なもので、数も非常に多いし実務上これはできない。一年未満の方も非常に難しいといふことで、一部の補完できない、情報量の非常に少ない、定着性の少ない方々について、三年という制度を一年から三年の方々に残した。しかし、いろいろな意見がございましたが、煮詰めるところ、これが現時点では最高ではないかといふことでやつてゐるわけですが、これはこの前からも申し上げますように、社会情勢はどんどん変わつていく、国際化も進んでいくといふようなこと、あるいはこの制度を運用してみてもそ

の実績、技術の進歩、こういうものを眺めながら次のステップあるいは将来の検討、こういうものをするというのが提案者として当然の責務であると考えております。

○木島委員 終わります。

○浜田委員長 中野寛成君。

○中野委員 私の質問で質疑は終わりでございすので、締めくくり質問みたいな気持ちでちよつと基本論をお尋ねさせていただきたいと思ひます。二点に絞ってお尋ねいたします。

第一点は、いわゆる永住者については指紋押捺が原則廃止されるわけでありまして、一般外国人についての指紋押捺制度の問題が残るわけでありす。この指紋押捺制度の基本的な考え方についてお尋ねいたします。二点目につきましては、いわゆる定住外国人の在留上の地位のあり方について若干諸外国の例と比較しながらお尋ねをさせていただきますか。

まず第一点、指紋押捺制度をなす採用している国は、人権先進国ですか、人権後進国ですか。

○高橋政府委員 諸外国における指紋押捺制度でございすけれども、外国人の出入国、在留、あるいは外国人の登録の方式というのは、それぞれ国の置かれた地理的あるいは政治的、国際的環境、国内のいろいろな情勢に応じて定められておりますので、外国人登録におきまして同一人確認の手段についてはいろいろございまして、普遍的な基準とか国際的な標準というのはいないのじやないかと思ひます。

ただ、どういふ国が指紋押捺制度をとっているかと申しますと、法務省において調べたところによりまして、平成二年にアジアの周辺諸国、ヨーロッパ、南北アメリカの国々の四十六カ国について調査したところによりまして、外国人登録における同一人確認の手段として、指紋押捺によらず、写真、署名、家族事項等の登録による国は二十九カ国で、指紋押捺制度を採用している国は十九カ国ございまして、そのうち指紋押捺に加え署名制度も採用している国は十六カ国ございまして。

さて、ヨーロッパのほとんどの国は、スペイン、ポルトガルを除きまして指紋押捺は採用しておりません。先進国と言われる国で指紋押捺制度を外国人について採用しているのは、永住者について採用している米国でございまして、アジアの周辺諸国ではかなりの国が指紋押捺制度をとっております。

ただ、人権上これが先進国かそうではないかというお尋ねでございすけれども、それにつきましては、この国は人権先進国であるとか人権後進国であるというようなことを私の方から言うことは差し控えていただきたいと思います。

○中野委員 最後のお言葉は当然の御答弁だろうと思ひます。ちよつと意地悪な質問になつて申しわけありませんでした。

ただ、聞かんとするところは、指紋押捺制度というものの必要性といふ必要か不必要かといふのは、その国の歴史、地理的条件、経済力、そしてそのときの国際的な治安の問題もあるかもしれせん。国によつて、その国の沿革や置かれてある状況等によつて、指紋押捺制度がぜひとも必要だと感じる国と、うちの国はその必要性はないわと思ふ国とが当然分類されてくるのだらう、こう思ふのです。ですから、先進国、後進国という分類をすることは必ずしも適切ではないと思ひますが、なぜその国は採用しているのか、なぜ別な国は採用していないのか、採用している国としていない国の理由の分類というのはある意味ではできるのではないだろうか。そして、そのことと、日本が今なお残そうとしている理由とどのくらいマッチするの。そしてその必要性といふか正当性といふか、理由づけといふか、そういうものがそういう中でもし明確になるならば一つの方法だろう、こう思ふのでございす。そういうことについての分類や性格づけというのはおやりになったことがありますか。

○高橋政府委員 そういう観点から調査したり研究してはおりません。

○中野委員 それじゃ、一つお尋ねいたしますが、

指紋押捺制度といふのはよいことでしょうか、それとも必要悪とお考えなのか、いや、必要悪ではない、必要善とまでは言ひませんけれども、それは当然のことなんだというお考えなんではないか。先ほど来いろいろと大臣の御答弁もありましたけれども、なににこしたことはないというもののなか、その基本的認識を法務省としてはどうお考えなんですか。

○本間政府委員 必要な制度であることは間違ひございせんが、悪かという表現で言われまして、これは悪でないと言わざるを得ないわけでございまして、悪である制度を法律の中で持つていふといふのは本来の姿ではないと思ひます。

○中野委員 それでは、なににこしたことはないがやむを得ず採用しているのですか、積極的に採用しているのですか。

○本間政府委員 採用の経緯からいいますと、これは積極的に採用したものでございす。その後改訂の経緯、先生もよく御存じと思ひますが、特に昭和六十二年の改正に際しては衆参両法務委員会において、指紋押捺にかわる同一人確認の手段について検討しないという趣旨のことがございまして、これは、国会の声として、国民の声として、できれば指紋押捺にかわる制度の方が望ましいのではないかと、外国人登録制度を維持する上で、効果の面でも十分な制度であれば、指紋押捺にかわるそのような制度があればそういう制度にかえたらどうかという声だと受けとめていたわけでございす。そういう意味におきまして、方向としては、もしほかの手段がとれるのだつたら指紋押捺をやめた方がよいというところは間違ひない、それが方向だと思つております。

○中野委員 ほかの手段がとれるならばやめた方がよいという御判断があるということをお聞きいたしまして、幾分かほつといたしました。これは、人の尊厳を傷つけるものもしくはその危険性が大きいものという前提に立つて考えるべきであらう。その視点に立つならば必要悪。その必要悪の必要の部分、もしあるとするならば、それは例

えは国の治安を守るとか、社会状況の中において同一人性を確認することによつてその当事者の権利または利益を守る必要性があるとかという幾つかの必要性はあるのでしようけれども、しかし指紋をとるといふ、指紋押捺制度によつてそれをやるという方法はできることならば人権上やめた方がいいという基本認識は一応お持ちだということの確認だけをしておきたかつたわけですか。どうですか。

○本間政府委員 指紋にかわる手段があれば、まさに先生のおっしゃるとおりでございす。

○田原国務大臣 先ほど申しましたが、同一人性の確認は必要でありますから、その手段で指紋が今まで最高であつた。ところが、他の三点セットで相当ニアリーイコールまできた。定着性のある人は情報量が非常に多いから、それをプラスするとはちよつと代替性があるということですね、これはちよつと数学的になりますけれども、したがつて、一対一、全く一イコールの方法が開発されればそれと置きかえることができるということだと思ひます。

○中野委員 今の御答弁の内容からいいますと、将来それにかわるものを開発しながら、できるだけ指紋押捺は早期に廃止をしていく、かえていくという意識、意識は少なくとも法務省はお持ちであるということの確認できたと思ひます。あとはその熱意と、時間との闘いだと思ひます。定着性のある人ということでも永住者に三点セットをもつて今回代替措置とされましたが、先ほど来同僚議員からも言われておりますけれども、正規のパスポート等を持って日本へいらつしやる人たちに、私はそう差異があるものではないというふうにも思ひますから、これは押捺制度の廃止に向かつてなお一層の努力が必要であらう、こう申し上げておきたいと思ひます。

第二点目、それでは、その定着性に絡んでお尋ねをいたしますが、特別永住者の指紋押捺を廃止する理由の一つとして定着性が挙げられました。それでは、日本国民と定着性を持つ永住者と一般

外国人とあるのですが、その定着性について、日本国民と永住者との間に差はありますか。

○高橋政府委員 私どももいたしましては、定着性といふのは、我が国に長年在留すること等によりまして、生活基盤を日本の社会に築きまして、我が国社会と密接に結びついて社会生活を営んでいるという状態を定着性というふうに考えております。このような外国人は、典型的に言いますと、我が国社会との有機的関連が相当強いというところで、親族、知人、友人等多数の関係者が存在しているわけでございます。そういうことで、日本の国民とそういう点では非常に近うござい

ます。その社会との結びつきということ、社会生活に基盤を置いているということ、そういう意味では非常に限りなく近いわけでございますけれども、しかし日本国民は日本国籍を有する日本国の構成員でありまして、国籍という国家との基本的な紐帯によって結ばれているというもので、そういう点からいいますと、定着性という観点から、日本国民と特別永住者、今問題にしていますそういう特別永住者と区別するのはなかなか困難ではないかというふうに思っております。

○中野委員 いわゆる人間の生活様式、それからいろいろな国で在留をしたり生活をしたたりするその様式は、大変国際的に入り組んできていると思えます。同時にまた、それぞれの国の歴史や地理的条件もあります。そこで、結局、その国民と一般外国人との中間的な存在、または場合によっては比較的長期に滞在する一般外国人の在留上の資格とかまたは処遇とかというものはいろいろな新しい工夫がなされてしかるべきなのではないか、国際性、国際化というのはまさにそのことも含まれているのではないだろうか、こういう気がするのです。

そこで、ちょっと比較はしにくいかもしれませんが、しかしよく例えに出されますのでお尋ねをいたしますが、アメリカ合衆国には国籍と市民権というものが存在する。国籍はないけれども

市民権は持っている人、国籍はあるけれども市民権がない人、歴史的にはそういう時期もありました。今はもう国籍と市民権はほとんど同じ扱いをされておりますが、しかしその経緯を必ずしもきちっと踏まえるのではなくて、国籍と一般外国人との中間的な存在、限りなく国籍に近い存在ではあるけれども、市民権というものに着目をして、日本もその市民権制度などをつくったらどうかという提言をする人もいらつしやいます。

しかし、アメリカの場合には、例えば南北戦争以前奴隷が存在しておった。奴隷は国籍はあるけれども市民権が認められないというふうな歴史的経緯もあって、その市民権は外国人に対して与えられなかったというよりも、そういう奴隷のような存在から解放するために市民権という物の考え方が生まれたというアメリカ独特の歴史もあります。ですから、必ずしも一概にこの永住資格と市民権とを比較することはできないかもしれせんけれども、しかしいろいろな存在、いろいろな仕組みというものがあるけれども、それによって構築されているのではないか、こういう気がするのです。

例えば日本人もそうでありまして、それから韓国・朝鮮人の皆さんもそうでありまして、自分たちの民族性とか国民性というのは、非常にプライドを持って大事にしようという考え方があります。そういうときには、例えば日本で生活をするなら、永住するならば、そして権利義務をそんなにうるさく言うならば帰化したらいじやないかと、言う人もいます。しかし、これは実に失礼な言い方。結局その民族性や国民性のプライドを傷つける言い方でもあるわけですから、しかし、例えば国籍は韓国、朝鮮ではあるけれども、日本の住民権とか市民権とかというものがあつたというふうな工夫というものがなされるならば、いろいろなものが包括的にかなり解決されていくという面もあるかもしれせん。

これをこつとや来年やれと言つたつてそれは無理ですけれども、そこでお尋ねしたいのは、アメ

リカの市民権とはどういうものなのか、そしてそれとは必ずしも比較はできませんけれども、中間的存在として国籍に次ぐ存在というものを日本で考えることはできないか、このことについてお尋ねをいたします。

○高橋政府委員 アメリカ合衆国における市民権というのは、今先生おっしゃいましたように、現在には我々が考えている国籍と同じような概念ではないかと思われまふ。他方、アメリカに永住権というのがございまして、いわゆるグリーンカードを保持している人たちは合衆国に永住することができるといふことで、そういう法的地位でございまして、市民権は合衆国における完全な政治的権利を含んだそういう法的地位でございまして、けれども、永住権といふのがグリーンカードホルダーといふのは永住できる、そういうだけの権利の違い、そういう権利で若干違いがあるのじやないかと思ひます。

さて、そういう市民権的な制度をここに導入すべきかどうかということについては、余りにも問題が大き過ぎまして入管局としてはちよつとお答えができかねるところでございまして、外国人の取り扱い、待遇につきましては、制度を、こういう新しいポジションをつくるのか、それとも限りなく、先ほど内外人平等の原則ということをおっしゃった先生がございましてけれども、内外人平等の原則をできるだけ適用していく、その場合にいろいろな経緯とかそういうことを考へてやっていくというののも一つの手段かなという感じはいたしております。

○中野委員 今申し上げた提言というのは即座にということの考へで申し上げているのではないのですが、しかしながら、旧植民地出身の方々について、とりわけ多い人数の方々日本にいらつして、しかも、その方々は日本に永住をする、定住をしている、言うならば日本に骨を埋めるといふことで生活をしておられる。こういう方々の存在に対してこれからどう対応していくか。それも歴史的経緯を踏まれば日本側に責任があること

などを考えると、それはそれとして重大な決意を持ってやはり我々が前向きな検討をしなければいけないテーマなのではないか、こういうふうに私は思ふのです。

同時にまた、今までは違ふ理由ではあるけれども、そして、徐々にではあるけれども、今後とも永住資格を取る方が出てくるでしょう。日本の場合にはあくまでも永住資格であつて、まだ永住権とさへ呼びません。永住権の資格要件というのが決まつて、そしてそれが整えば永住権が取れるというふうな仕組みがあれば、これまた行政上より明確になりますし、そしてまた透明になりますし、そして外国人の皆さんにもわかりやすくなるでしょう。ところが、日本の場合には、外国人の皆さんのから見るととても不明朗な、永住資格の付与という仕組みにしかまだなつていないわけでありまふ。

そういうことを含めて、総合的に私は検討をしていく時期を迎えているのではないかと。また、そのことを考えるときには、例えば地方選挙の参政権とか、それから公務員への採用とか教職員への採用とか、保険制度、年金制度、その他いろいろな権利関係につきましても整理もできるであらう、こう思ふのです。

それぞれの各論についてお聞きしようと思ひますと、これはまた文部省や自治省やいろいろな各官庁お願いしなければいけませんのでその質問はきようはいたしませんけれども、包括的に検討していくものがなされてしかるべきではないか、こう思ひますが、これは民事局長さんの御担当ですか。

○清水(滋)政府委員 アメリカの国籍と市民権というふうなお話からいろいろな問題の指摘がございましてけれども、アメリカでは市民権と国籍というものがほぼオーバーラップするわけですから、も、やや食い違ふ面がございまして、市民権のない国籍という概念も存在していると言われております。これは、本国外の領土に住んでいる人たちに、一部でございましてけれども、そういう概念が当てはまるということが言われているわ

けでございます。

私どももいたしましては、そういう日本に永住する方々の法的地位をどうするかという、民事局の面から申しますと帰化ということが問題になるわけでございまして、国籍法の規定に基づいて帰化行政を推進するということは当然のことでございますけれども、そういう方々が、日本人になりたい、帰化をしたいということで帰化の申請がございました場合には、日本の社会に長く定住して日本の社会で教育を受け、日本人と変わらない生活実態を持つておるといふような事実を最大限に重視いたしまして、できるだけこういふ方々の希望がかなえられるように、かつ申請があった場合にはできるだけ速やかに許可という結論が出るように行政を推進していくことが必要ではないかというふうに考えているわけでございまして、現実には、朝鮮半島の出身の方々から、多数の方々が帰化の申請をされているわけでございまして、そのほとんどの方々が帰化が認められているというふうな結果になっているわけでございまして、今後ともそういう方針で対処してまいりたいというふうに考えております。

○中野委員 帰化につきましても、随分日数もかかりますね。そして、大変難しい条件があつて、その書類を整えるだけでも本場に多くの負担がかかっているという実態もあります。いろいろな苦勞をしておられる方々の声もよく聞くわけでございまして、私は、単に帰化ということでは旧植民地出身の方々についての扱いをするべきではない。もちろん、苦勞をして帰化をされている方々もいらっしゃると思いますが、私は、それで事足りるというのではやはり我が日本国としては情けないというふうに思ふわけであります。

時間が参りましたので大臣にお尋ねしたいと思ひますが、今申し上げましたように、在留外国人の地位、処遇のあり方につきまして、これはもちろん法務省だけではありません、それぞれの国との関係でいへば外務省もあれでしょうし、公務員の採用ということになりますと法務省のみならず

人事院、また自治省、文部省、労働省、いろいろな関係も出てくるものであります。しかし、私は、これは、その中心となる役所としてやはり法務省が所管をされる以外にないだろうと思ふわけであります。法務省の方でむしろ中心になつて、各省庁間の横の連絡もとりながら、そういう総合的な審議研究を進めていく機関等を設けられるべきではないか、こういうふうに思ふのでございしますが、この提案についてどうお考えでしょうか。

○田原国務大臣 ただいま先生から大変示唆に富んだお話を承りましたが、既に各省の連絡協議会も事務的なものもございまして、その中の話題の一つとして取り上げていかなければいけない問題かなと今お聞きしながら思つておりましたが、いずれにいたしましても、今後幅広く勉強してまいらなければいかぬ問題だなどというふうに深く考えました。

○中野委員 今日のように事務的な連絡ということではなくて、私は、これはかなり大きな問題、本当は内閣総理大臣のもとに審議会を設けるとかといふくらいの問題ではないかとさへ思ふので、この問題がクロージアアップされてきている、こう思ふのでありまして、ぜひそういう視点に立つての御検討、また御検討の機関をつくられますことを要望いたしまして、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○浜田委員長 この際、お諮りいたします。

高沢寅男君外三名提出、外国人登録法の一部を改正する法律案につきまして、提出者全員より撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○浜田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

○浜田委員長 これにて内閣提出、外国人登録法

の一部を改正する法律案に対する質疑は終局いたしました。

○浜田委員長 この際、本案に対し、星野行男君外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党の四派共同提案による修正案が、また、木島日出夫君から日本共産党提案による修正案が、それぞれ提出されております。両修正案の提出者から順次趣旨の説明を聴取いたします。冬柴鐵三君。

外国人登録法の一部を改正する法律案に対する修正案  
〔本号末尾に掲載〕

○冬柴委員 私は、ただいま議題となりました修正案について、提出者を代表して、その趣旨を御説明いたします。

修正案はお手元に配付したとおりでありますので、案文の朗読は省略いたします。

政府原案は、永住者及び特別永住者について指紋捺捺制度を廃止しようとするもので、一歩前進と評価することができるとありますが、本修正案は、外国人登録制度のより一層の改善を図るため、さらに居住地等の変更登録義務違反に係る罰則について、自由刑を廃止し罰金刑のみとするにと及びこの法律の公布の日から施行日の前日まで間に十六歳に達した永住者及び特別永住者について指紋の捺捺を要しないものとする等との措置を講じようとするものであります。

以上が本修正案の趣旨であります。

何とぞ本修正案に御賛同賜りますようお願いいたします。〔拍手〕

○浜田委員長 木島日出夫君。

外国人登録法の一部を改正する法律案に対する修正案  
〔本号末尾に掲載〕

○木島委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となつております外国人登録法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由を御説明いたします。

現行外国人登録法は、管理主義が貫かれており、その結果としてさまざまな人権侵害となる規定があり、また運用上、警察官等による具体的な人権侵犯事案が多発してきたのであります。

本修正案は、この基本的考え方を抜本的に改め、外国人登録制度を、在留外国人の居住関係、身分関係を明らかにして、在留外国人に関する記録の適正な管理を図り、もつて在留外国人の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するために、日本人に対する戸籍法や住民基本台帳法に準じた法制度にするものであります。

在留外国人に対する処遇について、国際的にも内国人待遇をすることが世界の趨勢となつており、今回の政府原案に見られる永住者及び特別永住者について指紋捺捺を廃止することは、一定の前進であると認めることができますが、国際国家日本を標榜するのであれば、今こそ指紋捺捺制度の全廃を含む外国人登録法の抜本的改正が求められていると考えます。

本修正案の内容と理由は、以下のとおりであります。

第一は、外国人登録証明書の制度を廃止し、登録票（現行「登録原票」）に一定事項を登録しておけば足りるものとする点であります。

外国人登録証明書の制度は、本来常時携帯を前提とした制度であり、常時携帯義務、提示義務を廃止することとするならば、もはや登録証の発行自体意味をなくするのであります。

したがつて、本修正案では外国人登録証明書の制度そのものを廃止し、その結果として当然に登録証の常時携帯義務、提示義務、受領義務などすべてなくなるのであります。

就職や教育、年金、健保、各種免許・資格の取得、

公営住宅への入居などの手続で、本人が必要とする場合は、住民票の謄抄本と同様の登録事項証明書を発行してもらうことになり、現行制度下でも地方自治法に基づいて発行されています。

第二は、指紋押捺制度の廃止であります。

登録申請の際は、成人の場合原則として本人の出頭を要することとしますが、申請に当たっては、写真の添付されているパスポートが提示されるので、本人確認はそれで行うこととし、屋上屋を架する写真の提出、指紋の押捺及び署名は要しないものとします。

第三は、確認申請（切替交付）制度を廃止します。

法律では、登録事項の変更があった場合に變更登録の義務を課しているのですが、五年ごとの確認申請は在留外国人に余分な負担を課すものと言わざるを得ません。登録事項の変更登録については、十四日以内にすることとしております。

第四は、登録事項から「職業」「勤務所又は事務所の名称及び所在地」を削除し、政府提出の改正案にある世帯構成「本邦にある父母及び配偶者の氏名等」は採用することとします。

登録事項の追加は、在留外国人に負担を新たに課することになりますが、指紋押捺の廃止に伴う代替措置としての政府案とは趣旨を異にするもので、将来的に住民基本台帳と同様の体裁と機能を果たせる展望のもとに、あくまでも在留外国人の利益のためにとの趣旨で行うものであります。

第五は、登録、変更等各種申請の際の本人出頭義務年齢について、現行法で十六歳となつてゐるのを改め、二十歳に引き上げます。

第六は、罰則の軽減であります。

戸籍法や住民基本台帳法に準じて、懲役、罰金等の刑事罰をなくし、行政秩序罰たる過料のみとします。

第七は、入管法第二十三条（旅券又は許可書の携帯及び呈示）から、外国人登録証明書を携帯している場合の例外規定を削除し、新たに永住者

（特別永住者を含む）について除外するとの規定に改めます。

現行法では、在留外国人は原則として旅券（パスポート）の携帯を義務づけられており、外国人登録をしようとするものは、外国人登録証明書の携帯を義務づけるかわりに、旅券の携帯は免除されています。

本修正案では、外国人登録証明書の制度を廃止することとしておりますので、それに伴つて入管法第二十三条の規定を改正するもので、永住者については旅券の携帯義務を免除することとしております。

以上が、本修正案の提案の趣旨であります。

何とぞ、慎重審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いいたします。

○浜田委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○浜田委員長 これより原案及び両修正案について討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、本島日出夫君提出の修正案について採決いたします。

（賛成者起立）

○浜田委員長 賛成の諸君の起立を求めます。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

次に、星野行男君外三名提出の修正案について採決いたします。

（賛成者起立）

○浜田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

（賛成者起立）

○浜田委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

決すべきものと決しました。

○浜田委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、星野行男君外四名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党、国民会議、日本共産党及び民社党の五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。まず、提出者から趣旨の説明を求めます。中野寛成君。

○中野委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本案の趣旨につきましては、既に当委員会の質疑の過程で明らかになっておりますので、この際、案文の朗読をもってその説明にかえさせていただきます。

それでは、案文を朗読いたします。

外国人登録法の一部を改正する法律案に對する附帯決議（案）

政府は、次の諸点について格段の努力をなすべきである。

一 本邦在留の外国人に対する行政の在り方にかかわる内外の諸情勢の推移を踏まえ、外国人登録制度の目的を明確にするとともに、外国人の人權を尊重して諸制度の在り方について検討し、その結果に基づいて、この法律の施行後五年を経た後の速やかな時期までに適切な措置を講ずること。

二 外国人登録法に定める罰則について、他の法律との均衡並びにこの法律における罰則間の均衡などを検討し、その結果に基づいて、適切な措置を講ずること。

三 指紋押など拒否者その他の外国人登録法違反者に対しては、その実情を踏まえ、人道的立場に立つた対応を行うこと。

四 外国人登録証明書の常時携帯・提示義務等に関する規定の運用に当たっては、外国人の日常生活に不当な制限を加えることのないよう配慮し、いやくも濫用にわたることのないよう努めること。

以上であります。

何とぞ本附帯決議案に御賛同くださるようお願い申し上げます。（拍手）

○浜田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○浜田委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、田原法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。田原法務大臣。

○田原国務大臣 外国人登録法の一部を改正する法律案につきましては、委員の皆様方に熱心に御審議いただき、ただいま修正議決されましたことを心から御礼申し上げます。

なお、ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして、今後とも努力を重ねていく所存でございます。（拍手）

○浜田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

（異議なし）と呼ぶ者あり

○浜田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

（報告書は附録に掲載）

○浜田委員長 次回は、来る二十四日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会

外国人登録法の一部を改正する法律案に対する修正案（星野行男君外三名提出）



一 第三条第一項、第五條第一項若しくは第二項又は第六條第一項の規定に違反してこれらの規定による申請をしないでこれらの項に規定する期間を超えて本邦に在留する者

二 第三条第一項、第五條第一項若しくは第二項又は第六條第一項の規定による申請（第十条第二項の規定による場合の申請を含む）に關し虚偽の申請をした者

三 第三条第一項、第五條第一項若しくは第二項又は第六條第一項の規定による申請（第十条第二項の規定による場合の申請を含む）を妨げた者

四 第三条第三項の規定に違反した者

五 第九條第一項、第二項又は第三項の規定に違反してこれらの項の規定による届出をしなかつた者

六 第十條第二項の規定に違反して申請をしなかつた者

第二十條を第十五條とする。

附則第九項及び第十項を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（登録票に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際、現に作成されている改正前の外国人登録法（以下「旧法」という。）の規定による外国人登録原票については、改正後の外国人登録法（以下「新法」という。）の規定による外国人登録票（以下「登録票」という。）とみなす。

2 この法律の施行前にされた旧法第三条第一項、第八條第一項若しくは第二項又は第九條第一項若しくは第二項の申請については、新法の相当規定による申請とみなす。

（変更登録の特例）

第三条 この法律の施行の際、旧法第四条第一項の登録を受けている外国人で、この法律の施行前に、登録票の記載事項のうち新法第四条第一項第七号、第九号、第十号、第十五号又は第十六

号に掲げる事項に変更を生じたものは、この法律の施行前に当該事項の変更に係る旧法第九條第二項の規定による申請をした場合を除き、この法律の施行の日から十四日以内に、その居住地の市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の指定都市にあつては、区。以下同じ。）の長に對し、変更登録申請書及びその変更を生じたことを証する書面を提出して、その記載事項の変更の登録を申請しなければならない。

2 新法第五条第三項、第六項及び第七項、第十条並びに第十一条の規定は、前項の申請に準用する。

（変更登録の特例に関する罰則等）

第四条 前条第一項の規定に違反して同項の規定による申請をしないで同項に規定する期間を超えて本邦に在留する者又は同項の規定による申請に關し虚偽の申請をした者は、五万円以下の過料に処する。

2 新法第十五條の規定は、前項の過料の裁判に準用する。

（家族事項の登録に関する特例）

第五条 外国人については、新法第三条第一項の申請があつた場合のほか、新法第五条第一項若しくは第二項、第六條第一項、附則第三条第一項又は附則第十二條第一項の申請のうちこの法律の施行後における最初の申請があつたときに、新法第四条第一項第十七号及び第十八号に掲げる事項を登録票に登録するものとする。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第三第一号（中）「登録原票」を「外国人登録票」に改める。  
別表第四第二号（中）「延長すること」を承認し、登録原票に登録し、登録証明書を交付し、登録

証明書の返納及び引換交付の申請をすべきことを命じ、登録証明書に記載事項の変更に係る記載を行い、登録原票の記載を訂正し、登録証明書の返納を受理し、指紋の押なつてを命じ、登録証明書に指紋を転写すること、を延長し、外国人登録票に登録し、外国人登録票の記載を訂正すること」に改める。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第八条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）による外国人登録証明書を携帯する場合は」を「別表第二の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者について」に改める。

第二十四条第四号ハ、ニ、ホ及びヘを次のように改める。

ハ、ニ、ホ及びヘ 削除

第二十四条第四号リ中「へからチまで」を「ト及びチ」に改め、同号ヨ中「へ」を「ト」に改める。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第二十四条第四号へに該当した者については、なお従前の例による。

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正）

第十条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「平和条約国籍離脱者等入管特例法」という。）の一部を次のように改正する。

（旅券又は許可書の携帯義務に関する特例）

第八条の次に次の一条を加える。

（旅券又は許可書の携帯義務に関する特例）  
第八条の二 特別永住者に關しては、入管法第

二十三条第一項中「別表第二の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者」とあるのは、「別表第二の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者及び平和条約国籍離脱者等入管特例法に定める特別永住者」とする。

附則第四条の前の見出しを削り、同条及び附則第五条を次のように改める。

（平和条約国籍離脱者等入管特例法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の平和条約国籍離脱者等入管特例法（以下「旧平和条約国籍離脱者等入管特例法」という。）附則第五条第一項に規定する申請又は同条第二項に規定する登録証明書の提出については、同条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「外国人登録原票」とあるのは「外国人登録票」とする。

（平和条約国籍離脱者等入管特例法の一部改正に伴う変更登録の特例）

第十二條 旧平和条約国籍離脱者等入管特例法第三条に掲げる外国人で、この法律の施行前に同法附則第五条第一項に規定する申請又は同条第二項に規定する登録証明書の提出をしていないものは、この法律の施行の日から十四日以内に、法務省令で定めるところにより、その居住地の市町村の長に對し新法第四条第一項第十二号又は第十三号に掲げる事項の変更の登録を申請しなければならない。

2 新法第五条第三項、第六項及び第七項、第十条並びに第十一条の規定は、前項の申請に準用する。

（平和条約国籍離脱者等入管特例法の一部改正に伴う変更登録の特例に関する罰則等）

第十三條 前条第一項の規定に違反して同項の規定による申請をしないで同項に規定する期間を超えて本邦に在留する者又は同項の規定による申請に關し虚偽の申請をした者は、五万円以下の過料に処する。

（平和条約国籍離脱者等入管特例法の一部改正に伴う変更登録の特例に関する罰則等）  
第十三條 前条第一項の規定に違反して同項の規定による申請をしないで同項に規定する期間を超えて本邦に在留する者又は同項の規定による申請に關し虚偽の申請をした者は、五万円以下の過料に処する。

2 新法第十五条の規定は、前項の過料の裁判に準用する。

(法務省設置法の一部改正)

第十四条 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。  
第十六条の二を削る。

法務委員会議録第四号中正誤

ページ 段 行 誤

正

二 二 三 常非に 非常に  
三 一 末九 対象 対照

同 第五号中正誤

ページ 段 行 誤

正

三 一 末三 外国人から 外国から  
四 末三 意外 以外

平成四年四月二十七日印刷

平成四年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局